



2020年9月8日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問 合 せ 先 コーポレートマネジメント部長
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

訴状受領に関するお知らせ

当社は、2020年8月31日付「当社第100回定時株主総会にて承認可決された第3号議案に基づくアルファレオホールディングス合同会社への質問状に対する回答受信のお知らせ」の「3. その他」において、下記3.に記載する訴訟を提起した者による訴訟提起に関して、訴状を受領次第、改めて開示する旨を公表しておりましたが、本日、東京地方裁判所より訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、2020年6月19日開催の第100回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、第1号議案「剰余金の配当の件」、第2号議案「取締役5名選任の件」、第3号議案「当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件」を可決いたしました（以下、「本決議」と総称します。）。このたび当社の株主様1名が、本決議の取消しおよび訴訟費用の当社負担を求めて訴訟を提起し、本日、当社において訴状の送達を受けました。

2. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 提訴日 | 2020年8月28日 |
| (3) 訴状送達日 | 2020年9月8日 |

3. 訴訟を提起した者

名 称 アルファレオホールディングス合同会社
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
代表者 代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊 章行

4. 訴訟の内容

- (1) 会社法831条1項1号（株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき）および3号（株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき）に基づく本決議の取消しの請求
- (2) 訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

5. 今後の対応

当社といたしましては、本総会における本決議は適法に行われたものと確信しており、訴状の内容を検討の上、適切に対応してまいります。

以上